

埼玉県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に 関する特定事業主行動計画

平成31年4月1日
埼玉県後期高齢者医療広域連合長

埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「当広域連合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成34年（2022年）3月31日までの3年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職で構成した委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、当広域連合が派遣職員で構成されている状況等を踏まえ分析を行った結果、次のとおり目標を設定する。

1 定時退庁日の推進

平成33年度（2021年度）までに、週に1回以上定時退庁する職員の割合を100%にする。

2 特定の超過勤務時間数該当者の削減

平成33年度（2021年度）までに、月に45時間以上の超過勤務を行う職員を無くす。

平成30年度の実績（20.0%）

※ 月に45時間以上超過勤務を行った職員の割合
(時間外勤務手当が支給されない職員は対象外)

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

1 定時退庁の推進

平成28年度より、仕事と生活の調和、時間外勤務の削減も兼ねて、毎週水曜日を定時退庁日として設定しているが、引続き、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨し、定時退庁の推進を図る。

2 業務分担の見直し等

平成28年度より、時間外勤務等が月間40時間を継続して超える状態が発生した場合は、職員の業務分担等の見直しを行い、各職員の業務量の平準化を図ることとしており、本取組を継続して行う。